

箱根町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、通勤・通学や生活の移動手段として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格の高騰分の一部を支援し、もって地域公共交通サービスを維持するため、箱根町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。次号において「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を経営する者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内を運行する路線を有する乗合バス事業者又は町内を営業区域とし、かつ、町内に本社又は営業所を有するタクシー事業者であって、神奈川県地域公共交通事業者燃料高騰対応支援金の交付要件を満たす者であること。
- (2) 法人にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）でないこと。
- (3) 個人にあつては、暴力団員でないこと。

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 乗合バス事業者 70,000円に令和4年4月1日から次条の規定による支

援金の交付の申請が行われる日までの期間内の任意の日（以下この条及び次条において「対象日」という。）において町内を運行する1日のバス車両数を乗じて得た額に、当該車両の1日の総運行回数に対する町内で完結する路線及び町内から神奈川県外に発着する路線を運行する回数の割合を乗じて得た額

- (2) タクシー事業者 24,000 円に対象日において町内の本社又は営業所で保有する車両数を乗じて得た額

2 支援金の交付は、同一事業者について1回を限度とする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箱根町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (2) 乗合バス事業者にあつては、対象日において町内を運行する1日のバス車両数並びに当該車両の1日の総運行回数並びに町内で完結する路線及び町内から神奈川県外に発着する路線を運行する回数を確認することができる書類
- (3) タクシー事業者にあつては、営業区域及び町内における本社又は営業所の所在地が分かる書類並びに対象日において町内における本社又は営業所で保有する車両数を確認することができる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（県警本部への確認）

第6条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第3条第2号又は第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（交付決定）

第7条 町長は、第5条の規定により支援金の交付申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、交付するときは箱根町交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第 8 条 前条の規定による支援金の交付決定を受けた者は、箱根町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付請求書（第 4 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受領してから 30 日以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(支援金の返還)

第 10 条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。